

# 議 事 録

令和2年2月10日

開催場所	伊賀市役所 2階 202・203会議室	14:00～17:00
会議名	<b>第33回 伊賀市農業委員会総会</b>	
出席者	浅野 吉岡康 吉岡輝 玉岡 木津 西田 雪岡 藤室 森田安 福永 松山 仁保 北出 坂本 福地 森田克 中尾 二谷 森本 中井 森川 (計20名) [推進委員] 坂口	
欠席者	中川 北川 宮寄	
事務局	高木 福山 勝本 岡森 今出	
<b>議 事</b>		
議長	皆さまおそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第33回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日、中川委員、北川委員、宮寄委員から欠席の連絡があり、現在、出席委員は総数23名中20名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。1番の玉岡委員さん、2番の木津委員さんをお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。なお、本総会開催にあたっては、府中地区農地利用最適化推進委員の坂口委員に出席を求め、出席をいただいておりますことをあらかじめご報告申し上げます。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数9件、筆数は田のみの12筆、面積は合計28,094㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
事務局	無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は田のみの4筆、面積は合計6,291㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようです。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案書第1号No.1～4について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 依那古地区、所在地は依那具の田1筆、面積は740㎡、譲渡人は依那具の〇〇〇〇さん他3名、譲受人は依那具の〇〇〇〇さん他1名です。申請地は地元神社が管理している農地であり、代々代表の方に引き継がれ管理されております。今回も代表者の変更に伴い贈与による所有権移転を行うものです。譲受人の耕作面積は、〇〇さん69a、〇〇さん27aで、許可後は〇〇さん73a、〇〇さん31aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。申請地は現在地元営農組合により管理されており、譲受人もその営農組合の組合員であり、農作業歴は、〇〇さんが20年、〇〇さんが30年で常時従事されています。営農組合事務所から車で5分以内と近隣にある農地であるため、取得後も効率よく活用できると判断します。農機具はトラクター、耕耘機、コンバインを各1台ずつ所有されており、他の必要農機具については営農組合からリースされます。なお、申請地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.2 神戸地区、所在地は古郡の田2筆、畑1筆の合計3筆、面積は合計6,119㎡、譲渡人は古郡の亡〇〇〇〇 相続財産遺言執行者〇〇〇〇さん、譲受人は下神戸の(株)〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は4,759aで許可後は4,820aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。譲受人である(株)〇〇〇〇は、収入の8割以上が農業関連収入であり、かつ議決権を持つ構成員全てが農業従事者であり、年間200日以上農業従事日数があることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具はトラクター、コンバインを各3台、田植え機を2台所有されており、取得後は水稻や野菜を耕作される予定です。申請地は会社拠点から車で4kmありますが、申請地周辺のいくつかの農地も(株)〇〇〇〇が耕作しているため、取得後も効率よく活用できると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3 神戸地区、所在地は比土の畑2筆、面積は合計243㎡、譲渡人は上野忍町の〇〇〇〇さん、譲受人は比土の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は97aで許可後は100aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が30年、母が60年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバインを各1台所有されており、以前から申請地を管理し野菜を耕作されています。申請地はそれぞれ自宅に隣接しており、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4 猪田地区、所在地は山出の田2筆、畑1筆の合計3筆、面積は合計690㎡、譲渡人は神戸市西区の〇〇〇〇さん、譲受人は山出の(株)〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は1,509aで許可後は1,516aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。譲受人である(株)〇〇〇〇は、収入の9割以上が農業関連収入であり、かつ議決権を持つ構成員全てが農業従事者であり、年間280日以上農業従事日数があることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具はトラクター8台、コンバイン2台、田植え機を1台所有されており、取得後は水稻の耕作や苗木の栽培をされる予定です。申請地は会社拠点から車で200mの徒歩3分と近隣にあり、取得後は効率よく活用できると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員、神戸地区担当委員、猪田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
藤室委員	No.1について説明いたします。1月24日に現地立会いをしました。申請地は地元の神社の物件であり、今迄からも氏子が所有者となっていました。今回、若い氏子さんに贈与されることになりました。農地は営農組合にいる譲受人が耕作されており、引き続き営農組合で管理するとのことで、間違いなく耕作されるものと思います。
森田安委員	No.2について説明いたします。譲渡人の〇〇さんは施設入所されていましたが、身寄りが無いため、地元区長が代々農地を管理し、亡くなった後も管理することになっていました。〇〇さんは〇〇さんの居宅を管理しており、申請地周囲の農地も管理しているため、併せて管理するとのことで、購入してくれることになりました。何ら問題ないと思います。
森田安委員	No.3について説明いたします。〇〇さん名義の農地を、〇〇さんが自宅に隣接しているということで野菜を耕作し管理していました。今後も引き続き耕作されるということで問題ないと思います。
福永委員	No.4について説明いたします。1月28日に現地立会いをしました。〇〇さんの息子さんに相続された農地ですが、県外に住んでおり、申請地に隣接する居宅も無人となっています。今回、家も併せて〇〇さんが購入するそうです。〇〇さんは猪田地区では大農家であり、5町ほど耕作されており問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～4について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。

議長	議案第1号No.1～4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～4は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.5～9を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.5 西柘植地区、所在地は御代の田1筆、畑12筆の合計13筆、面積は合計1,829.6㎡、譲渡人は御代の〇〇〇〇さん他8名、譲受人は御代の〇〇〇〇(株)代表取締役〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は67aで許可後は85aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。譲受人である〇〇〇〇株式会社は、収入のすべてが農業関連収入であり、かつ議決権を持つ構成員の過半は農業従事者であり、役員3名の内2名が年間150日以上農業従事日数であることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。現在ぶどうを耕作される準備を進めており、農機具はスピードスプレーヤー1台をリースされています。申請地は令和元年12月にありました第31回総会にて承認されました御代の農地一体のうち、手続きが遅れていた分であり、会社拠点から車で5分以内と近隣にあり、取得後は効率よく活用できると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6 山田地区、所在地は出後の田3筆、面積は合計9,304㎡、譲渡人は神奈川県鎌倉市の〇〇〇〇さん、譲受人は堺市東区の〇〇〇〇さんで、空き家バンク制度による農地取得です。伊賀市への移住予定は今年4月以降です。譲受人の伊賀市での耕作面積が無かったため、2月3日に新規面談を行いました。〇〇さんはこの3月に現職を退職し、伊賀市に移住されます。堺市では、2・3年前から農業大学の課程を修了し、また、セミナーの受講や果樹等の実技指導も受けており、現在は堺市で12aほどの農地を借り受け、小麦やいんげん豆やサトウキビの栽培を行っております。将来的には、六次産業化を目指しており、耕作だけでなく、加工・販売も行っていきたいと考えておられます。大阪では大きな農地が見つからず、伊賀市の空き家バンクのを知り、昨年7月から所有者と農地等の売買交渉を行っていたそうです。まずは、イチゴ栽培を検討しており、3月頃からハウスの建築を検討されています。今回の申請農地は、以前から小麦を耕作されている方がおられるため、刈り取りする6月以降にハウスの建築を行う予定ですが、イチゴの親株を栽培する農地が先に必要なことから、地元の「農事組合法人〇〇〇〇」が、現在利用している農地を借りて利用する話を進めているそうです。取得後は地元と連携し、地域に合った形で、いろいろ勉強をしながらも農業を続けていきたいと思ひもあり、地域にも積極的に係り意欲的な方であることから、適正に営農されると判断され承認を受けました。譲受人の耕作面積は、堺市にて利用権設定による賃貸借があり12aで許可後は105aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。本人の農作業歴3年、農業技術修学歴2年、妻が農業大学校の課程を修了し、セミナーへの参加、大阪府内の多数の農園への援農に参加、また大阪府の準農家候補者名簿にも登録されております。農機具はトラクター、コンバインを各1台購入予定で、取得後はイチゴや果樹、小麦等を始める予定です。現地は今後在宅する自宅からそれぞれ約1km以内で、車で5分と近隣であることから、取得後は効率よく活用できると判断します。
事務局	No.7 柘植地区、所在地は柘植町の田1筆、面積は909㎡、譲渡人は柘植町の〇〇〇〇さん、譲受人は柘植町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積38aで許可後は47aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が40年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、コンバイン、田植え機をそれぞれ1台所有されており、取得後は水稻を耕作する予定です。現地は自宅から約300mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8 柘植地区、所在地は柘植町の田2筆、面積の合計は1,634㎡、譲渡人は大阪府羽曳野市の〇〇〇〇さん、譲受人は柘植町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積91aで許可後は108aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が51年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機をそれぞれ1台所有されており、取得後は野菜を耕作する予定です。現地は自宅から約500mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.9 壬生野地区、所在地は山畑の畑1筆、面積は33㎡、譲渡人は山畑の〇〇〇〇さん、譲受人は山畑の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積46aで許可後は47aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が10年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機をそれぞれ1台所有されており、取得後は野菜を耕作する予定です。現地は自宅から約10mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、西柘植地区担当委員、山田地区担当委員、柘植地区担当委員、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
仁保委員	No.5について説明いたします。11月29日に行った現地立会い時での一団の農地のうち残っていた部分になります。名阪国道北側沿いにあり、休耕地になっていたところを、整理し申請されました。前回の許可に続き問題ありません。
中尾委員	No.6について説明いたします。大山田の出後地区に〇〇さん夫婦が耕作されるそうです。昨年末に一度お会いし、1月31日の現地立会い時にも話を伺いました。ご夫婦は50歳前後で、夫は公務員を辞めて農業に参入されます。イチゴ栽培用に鉄骨のハウスを建築し栽培を始めるとのことです。技術的な面ではたくさん受講されているようで、イチゴ農家からの指導も受けており、非常に熱意があります。申請地は現在「農事組合法人〇〇〇〇」が小麦をされており、刈り取り後から農地を利用するため、実際に始められるのが6月からとなることですが、他の農地の仮入れる話も進めており、地域としても特に問題ないものと思います。
松山委員	No.7について説明いたします。先ほどの事務局からの説明通りで特に問題ありません。
松山委員	No.8について説明いたします。先ほどの事務局からの説明通りで特に問題ありません。
北出委員	No.9について説明いたします。申請地は〇〇さんの家のすぐ前であり、今後も〇〇さんが管理するそうで、何ら問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.5～9について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.5～9について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.5～9は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.10～13を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.10 府中地区、所在地は服部町の田2筆、面積は合計2,270㎡、譲渡人は京都市伏見区の〇〇〇〇さん、譲受人は服部町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は148aで許可後は170aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。本人の農作業歴は2年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機をそれぞれ1台所有されており、水稻を耕作する予定です。現地は自宅から車で5分と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.11 長田地区、所在地は長田の畑2筆、面積は合計451㎡、譲渡人は大阪府中央区の〇〇〇〇さん、譲受人は長田の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は0aであるため、2月3日に新規営農にかかる面接を実施しました。数年前に大阪から移住され、定年後は自分たちが食べるものについては、自分たちで作ったものを食べたいとのことでした。農作業歴は2、3年ですが、自宅に隣接する農地であるため、効率良く耕作できることもあり、今回、野菜を耕作するとの事で承認を得られました。今回利用権の設定もされており、取得後の耕作面積は14aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農機具は、トラクター・田植機・コンバインをリースされ、野菜を耕作する予定です。現地は自宅から50mと近隣の農地であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12 古山地区、所在地は古山界外の畑1筆、面積は624㎡、譲渡人は市部の〇〇〇〇さん、譲受人は古山界外の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は80aで許可後は87aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が30年、母親が60年で常時従事されています。農機具は田植機、トラクター、コンバインを各1台所有されており、果樹を耕作する予定です。現地は自宅より徒歩5分と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13 花垣地区、所在地は治田の畑1筆、面積は1,410㎡、譲渡人は治田の〇〇〇〇さん、譲受人は予野の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は1,411aで許可後は1,425aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、譲受人である株式会社〇〇〇〇については、役員4名全てが年間60日から180日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具はトラクター、耕うん機を各2台所有し、ブルーベリーを耕作される予定です。現地は事務所から車で5分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員、長田地区担当委員、古山・花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	No.10について説明いたします。1月30日に現地立会いをしました。現在も田として利用されておりますが、譲渡人の方が京都に住んでおり、伊賀市には帰って来ないため、地元の方に購入してもらおうそうで、何ら問題ありません。
木津委員	No.11について説明いたします。1月28日に現地を確認、2月3日に新規面談をいたしました。伊賀市に来て野菜をメインに楽しんで農業してくれるように感じられました。特に問題ないと思います。
浅野委員	No.12について説明いたします。事務局からの説明のとおりで特に問題ないと思います。
浅野委員	No.13について説明いたします。申請地は山の中にある畑であり、ブルーベリーを作付けするとのこと。隣接地はお茶が栽培されていますが、特に影響なく問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
森田安委員	No.13について質問します。株式会社〇〇〇〇の従業員の方は伊賀市に住んでいる方ですか。
浅野委員	会社名義の住所が伊賀市であり、従業員が全て伊賀市の住民ではないと思います。
議長	他にご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.10～13について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.10～13について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.10～13は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.14～18を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.14 河合地区、所在地は円徳院の田6筆、面積は合計2,014㎡、譲渡人は円徳院の〇〇〇〇さん外3名、譲受人は円徳院の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は12aで許可後は32aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年、妻が30年、息子が30年で常時従事されています。農機具は田植機、トラクター、コンバインを各1台所有されており、麦を耕作する予定です。現地は自宅より500mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15 靱田地区、所在地は東湯舟の田9筆・畑1筆、面積は合計13,392㎡、譲渡人は川東の〇〇〇〇農事組合法人 代表理事〇〇〇〇さん、譲受人は東湯舟の農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は0aであるため、2月3日に新規営農にかかる面接を実施しました。〇〇〇〇農事組合が東湯舟の農地を全て手放すとのことで、地域の農地は地域で守るという考えのもと農地取得に至ったとのことでした。農作業受託で農業経験もあり、効率良く耕作できるとの事で承認を得られました。許可後の耕作面積は134aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、譲受人である農事組合法人〇〇〇〇については、役員3名全てが年間170日から230日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具は、トラクター・コンバインを各2台、田植機を1台所有し、野菜と果樹を耕作する予定です。現地は事務所から車で5分と近隣の農地であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.16 靱田地区、所在地は東湯舟の田2筆、面積は合計4,270㎡、譲渡人は川東の〇〇〇〇農事組合法人 代表理事〇〇〇〇さん、譲受人は東湯舟の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は58aで許可後は101aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年、息子が20年で常時従事されています。農機具は田植機、トラクター、コンバインをリースされ、水稻を耕作する予定です。現地は自宅から500mと近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.17 小田地区、所在地は小田町の田1筆、面積は1,530㎡、譲渡人は横浜市港北区の〇〇〇〇さん、譲受人は小田町の〇〇〇〇さんです。譲受人の伊賀市での耕作面積は65aで取得後の耕作面積は80aとなり、伊賀市の下限面積について問題ありません。農作業歴は本人が25年で同居する妻が16年で常時従事しております。譲渡人は遠方に居住で同地区の方と利用権設定などしながら経営しておりましたが、徐々に農地を譲渡しており本申請地についても同様に同地区に居住の受人に売買できることになりました。利用権設定がされていたため、報告第1号No.1で合意解約の成立を報告させていただきました。現在は麦が作付けされており、受人が引き続き耕作する予定です。仮登記の設定がされておりますが、権利者からの同意書を添付しております。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台、所有されています。申請地は自宅から車で5分の田で、引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	No.18 阿保地区、所在地は青山羽根の田1筆、面積は252㎡、譲渡人は青山町羽根の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇さんです。譲受人は伊賀市での耕作面積は144aで取得後の耕作面積は146aとなり、伊賀市の下限面積について問題ありません。11月に第3条許可で取得した3枚の割田のうちの1筆の田で、残りの1筆についても今後取得する予定です。申請地に仮登記が設定されていますが、譲受人名義のため問題ありません。農作業歴はこれまで牧場運営に牧草の耕作等で10年あり、たい肥捲きやわらの確保、草刈りなどの経験で、今後は、11月に取得した水田の耕作にあたる予定です。通作距離は、すずらん台に居住しており、圃場とは5km、車で10分ほどの距離です。農機具については、現在、トラクターを3台所有しており、田植機、コンバイン、乾燥機については、リースする予定です。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

議長	只今の説明に関連して、河合地区担当委員、鞆田地区担当委員、小田地区担当委員、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福地委員	No.14について説明いたします。1月30日に現地立会いをしました。譲受人の方は息子さんも農業を手伝ってくれており、地域の農地を守る農業者として頑張ってくれており、何ら問題ないと思います。
森田克委員	No.15について説明いたします。1月29日に現地立会いをしました。〇〇〇〇農事組合法人がこの地域から撤退することになり、地元の法人に受けてもらうことになりました。地域で農地を守るとのことで良いと思います。
森田克委員	No.16について説明いたします。こちらも先ほどと同じく、〇〇〇〇農事組合法人がこの地域から撤退することになり、地元の方に取得してもらうことになりました。地域で農地を守るとのことで良いと思います。
玉岡委員	No.17について説明いたします。1月28日に現地立会いをしました。譲渡人の方は現在横浜に住んでいて、伊賀市に戻ってくる予定はありません。譲受人は地元でたくさんの農地を管理しており、今後も間違いなく営農されることと思います。
森本委員	No.18について説明いたします。1月29日に現地立会いをしました。大きな田が3つの割田となっており、令和元年11月の総会でそのうちの一部の田を〇〇さんが取得し、今回は狭小な田なので、〇〇さんが持つのが一番効率が良いと思われます。この春から耕作を始めるそうで、地元推進委員と情報共有を進めていき、今後の営農状況を気にかけていこうと思っております。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.14～18について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.14～18について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.14～18は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～4について、並びに議案第3号No.11は議案第2号No.4と同一案件であるため、併せて事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 依那古地区、所在地は依那具の畑1筆、面積は482㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は依那具の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、猪田道駅から西におおむね500m以内に位置することから、第2種農地と認められます。当該農地は、周囲を竹やぶや宅地等に囲まれた一部の日照条件が良くない農地で、以前から休耕地となっておりました。今後も草刈を続け保全管理をしていくよりも、太陽光発電施設として整備し地域の環境を良くしたいとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルは60枚設置し、設置面積は116.4㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から令和2年3月31日までとなっております。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。



事務局	<p>No.2 比自岐地区、所在地は岡波の畑1筆、面積は980㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は岡波の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設及び公民館利用者用駐車場8台分として利用するものです。申請地は、〇〇〇〇の道を挟んですぐ南側に位置しており、周囲を宅地や山林に囲まれた10ha未満の小規模の農地集団に属していることから、第2種農地と判断します。当該農地は、以前から休耕地となっており、今後も保全管理のみ続けていくことが難しいことから、太陽光発電事業を行い、土地を管理していくと同時に、公民館利用者用の駐車場が今のスペースでは狭いことから、この機会に駐車場として整備し、利用してもらおうとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。転用計画につきましては、太陽光発電施設は、土地造成については整地のみで、周囲にフェンスを設置いたします。太陽光パネルは63枚設置し、設置面積は123㎡となります。駐車場は、土地造成は行わず、現況のままで利用されます。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から令和2年3月末日までとなっております。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.3 上野地区、所在地は上野忍町の畑1筆、面積は52㎡、転用地目は雑種地です。申請人は上野忍町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は駐車場2台分です。旧伊賀市役所本庁舎から南に800mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は、既に駐車場として利用していたため始末書を添付させての申請です。取水はなく、雨水は、場内に勾配を設け既存の側溝へ放流しています。以前からこの状態で利用しているため改めて工事期間はなく、周辺土地所有者とも問題は起きていません。本申請により改めて自治会長との協議が整っております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなり、周辺農地はなく問題ないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.4 本申請については、同一事業に農地法第4条と第5条の要素を含んでいるため、申請は1つの案件としておりますが、内容について、第4条、第5条を別々に掲載しております。従いまして、説明につきましても第5条のNo.11と合わせて説明いたします。上野地区、所在地は緑ヶ丘西町の畑2筆、面積は合計392㎡、転用地目は宅地です。第4条の申請人は東京都墨田区の〇〇〇〇さんで、第5条貸人も〇〇〇〇さん、借人は同居の〇〇〇〇さんです。施設の概要は居室1棟の新築及び公衆用道路です。〇〇〇〇の東100mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。本案件は4条申請人の小丸剛氏の畑地を宅地に転用するための第4条申請と当該農地に夫婦の共有名義の家屋を建築するため、農地所有者の夫が貸人、妻を借人とする第5条申請を行うものです。当該農地は、既に公衆用道路、駐車場として利用していたため始末書を添付させての申請です。宅地に囲まれた狭小の農地で申請地周囲に公図上は畑が残っていますが現況は道路として使用しておりそれ以外は全て宅地となっており今回の転用はやむを得ないものと考えられます。伊賀市の適正な土地利用に関する条例による軽易な建築開発事業等届出書が提出されており、転用は確実に行われるものと思われま。建築面積は113.86㎡となっており、建ぺい率は32%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。土地造成は整地のみで、取水は上水道、排水については、雑排水は合併浄化槽を設置し既設樹へ放流、雨水も既設樹へ放流いたします。工事期間は現況の駐車場の設置についての着工期間は年月日不詳で本案件の工事については、許可日から令和2年7月末日までとなっております。夫婦間の使用貸借契約書の写しも添付されており、地元地区、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなり、支障はないものと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、依那古地区担当委員、比自岐地区担当委員、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>



藤室委員	No.1について説明いたします。昨年一度現地立会いを行いました。地区の同意が保留となっていたことにより一旦保留となっていた案件でした。今回地区の同意も得られ、1月24日に改めて現地立会いを行いました。計画の詳細については、事務局からの説明どおりであり、何ら問題ないと思います。
森田安委員	No.2について説明いたします。1月24日に現地を確認しました。申請地は細長い形状をしており、また公民館のすぐ隣にあり、公民館を利用する方の駐車場として便利な場所です。また、太陽光パネルを設置する際、全面に設置するのは地元より反対の声もあったため、このような計画になったようです。転用については何ら問題ないと思います。
玉岡委員	No.3について説明いたします。1月28日に現地を確認しました。駐車場として利用している土地の奥に52㎡の畑が残っていました。平成9年から駐車場として一体利用されていたそうです。
玉岡委員	No.4と議案第3号No.11について併せて説明いたします。1月28日に現地を確認しました。〇〇さんの農地を転用し、〇〇さんと共同名義にし、居宅を建てる計画です。周囲は全て宅地に囲まれており、この一角だけが農地として残っており、周囲への影響もなく何ら問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.4について質問します。なぜ第4条と第5条の両方の手続きになるのでしょうか。
事務局	〇〇さん自身の農地に、〇〇さんと共有名義で家を建てるための手続きについては、このような申請手続きでないと登記簿にも反映されないためです。県へも手続き方法について確認すると、このような形ですよう説明を受けました。
仁保委員	一筆については公衆用道路となっているが、〇〇さんが管理していくのか。市道にはならないのか。
事務局	市の道路担当課に確認するが、今現在では市で持ってくれないとのことなので、〇〇さんの名義のままになります。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～4並びに議案第3号No.11について、一括して採決することに異議はございませんか。
議長	他にご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～4並びに議案第3号No.11について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1～4並びに議案第3号No.11は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～6について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>No.1～No.4については、譲受人が株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇であります が、代表取締役が〇〇〇〇さんと同一人物であり、また申請地は隣接していることから、 まとめて説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は全て新居地区、所在地は西山の田で、転用しようとする地目は雑種地です。 施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。</p> <p>No.1 譲渡人は西山の〇〇〇〇さん、田1筆、面積は913㎡です。太陽光パネルを244 枚設置し、設置面積は473㎡となります。申請地はメガネ地となっており、一部面積が小 さくいびつで北側に雨水排水路があり、パネルを設置できないため現状のまま維持管 理します。排水については自然浸透と既設の排水路へ放流します。</p> <p>No.2 譲渡人は西山の〇〇〇〇と〇〇〇〇さん、田5筆、面積の合計は1,082㎡です。 太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は628㎡となります。</p> <p>No.3 譲渡人は西山の〇〇〇〇さん、田1筆、面積は833㎡です。太陽光パネルを268 枚設置し、設置面積は519㎡となります。申請地はメガネ地となっており、一部、面積が 狭くいびつでありパネルを設置できないため、通路、メンテナンススペースとして使用し ます。</p> <p>No.4 譲渡人は西山の〇〇〇〇さん、田3筆、面積の合計は1,126㎡です。太陽光パネ ルを324枚設置し、設置面積は628㎡となります。</p>
事務局	<p>申請地は全て西山公民館から西に約300m付近に位置している農地で、10ha未満の基 盤整備のされていない小規模な農地集団に属していることから、第2種農地と判断しま す。譲受人が2社に分けられているのは、供給電力容量の関係で高压電力では容量を 確保できず、低圧電力においては、容量を確保できるためです。当該地区は、農地を 管理できず、長期休耕地となっていたことから、地元住民から太陽光発電事業を行う事 業者に土地を譲渡し、太陽光発電施設として管理をお願いしたいとの話があり、譲受 人が区長出席の説明会を2回開催し、農地所有者等の賛同を得ました。その後、区長 及び区役員等と農地転用及び設置計画を協議し、協定書締結、また誓約書を交わし同 意を得られており、周辺農地に支障はないと判断します。以上のことから、この農地を転 用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業 省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。転用計画につ きましては、全て土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたしま す。取水は無く、排水は雨水のみで、自然浸透にて放流します。工事期間は許可日か ら6ヶ月間の計画です。なお、本日農業委員さんは都合により欠席されておりますが、 現地立会の際に全て千枚田で、メガネ地となっており、申請地間の畦畔が多い農地で ありますが、11月総会での申請と同じ谷であり、雨水については防草シートを敷かず自 然浸透であり、谷全体を太陽光発電施設に転用し、周辺農地への影響はないため問題 なしとの意見を頂戴しております。</p>
事務局	<p>No.5 新居地区、所在地は岩倉の畑1筆、面積は、66㎡、転用しようとする地目は雑種 地です。譲渡人は大阪府松原市の〇〇〇〇さん、譲受人は八幡町の〇〇〇〇さんで す。施設の概要は自宅への進入路と駐車場として車を4台駐車し利用するものです。申 請地は、新居地区市民センターから南に約800mに位置し、農用区域域内にある農地 以外の農地であって、周囲を宅地に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地である ため、その他の農地、第2種農地と判断します。農地転用を行わず昭和当初に自宅へ の進入路と駐車場を施工し、今回の転用申請については、やむを得ないものと判断しま した。なお、無断転用であったため、顛末書を提出させております。取水もなく、排水は 雨水のみで自然浸透にて放流します。周辺地域の農業に対して支障はないと判断しま す。なお、本日農業委員さんは都合により欠席されておりますが、現地立会の際に、譲 渡人の住居を購入し、譲受人の住所は八幡になっておりますが岩倉でも生活をし、車を 駐車しており特に問題なしとの意見を頂戴しております。</p>

事務局	No.6 西柘植地区、所在地は下柘植の田1筆、面積は214㎡です。転用地目は宅地です。貸人は下柘植の〇〇〇〇さん、借人は下柘植の〇〇〇〇で親子間での使用貸借権設定がなされています。施設の概要は、住宅1棟を建設し、利用するものです。申請地の農地の面積は214㎡、宅地と合わせて357.88㎡で使用し、建築面積は111.99㎡で建ぺい率は31%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。申請地は伊賀市役所伊賀支所から東に約400mに位置し、河川と宅地に囲まれた基盤整備されていない農地で10ha未満の集団に存する農地で全ての農地区分の要件を満たさないその他の農地、第2種農地と判断します。申請地以外に宅地として利用できる所有地はなく、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみで、雨水は既設排水路に放流します。取水については、上水道を利用し、汚水雑排水は公共下水へ放流します。工事期間は、許可日から6ヶ月の計画です。近隣の農地所有者や土地改良区、水利組合には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、新居地区担当委員は欠席されておりますので説明は省き、西柘植地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
仁保委員	No.6について説明いたします。1月31日に立会いをいたしました。事務局からの説明どおりで、居宅1棟を建てるにあたり、周辺農地に影響もなく、何ら問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.1～4について質問します。太陽光発電施設設置要綱により、隣接する土地が併せて1,000㎡を超える計画の場合、その全てを併せて届け出ることとなっています。先ほどその届出についての説明がありませんでしたが、今回の4案件について、隣接した農地の計画であると冒頭にありましたが、この4案件の届け出はされているのでしょうか。
事務局	各申請地は隣接と言いましたが、申請地は少し離れている農地であります。1,000㎡以上の申請については代理人に対し企画管理課と協議するよう伝えております。
福地委員	同じくNo.1～4について質問します。4案件のうち3件の雨水排水が自然浸透と説明されていましたが、斜面の下側の農地はどうなっていますか。もし農地があれば影響は無いのでしょうか。また、何故同一業者でありながら、雨水排水の方法が違うのでしょうか。現在の地目が田なら、全てに水路は整備されているため、同じように既設水路へ排水する方法もあるのではないですか。
事務局	申請地底地の南側にはくゴルフ場が隣接しており農地との間に約50cm幅の水路があり、その水路から南側の水路幅約1.2m、深さ1.5mの水路に接続されており問題ないと判断します。また谷全体を太陽光発電施設にするため周辺農地なく問題はないと判断します。各申請地につきましては、防草シートは敷かず自然浸透ですが、そのうち1筆につきましては北からの水路が農地となっているためそのまま利用し西側へ排水いたします。
議長	他にご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～6について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.7～10、12を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局	<p>No.7 府中地区、所在地は千歳の畑1筆、面積は418㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は千歳の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府寝屋川市の〇〇〇〇(株) 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、駐車場として利用するものです。申請地は名阪国道一宮インターから北西に約300mに位置する譲受人の研修所及び保養所の道向いの農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地と判断します。土地造成は整地のみで、取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透です。研修所及び保養所の近くに駐車場として利用できる土地は申請地以外になく、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.8 小田地区、所在地は小田町の田1筆、面積は1,518㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は小田町の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲受人は三田の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、資材置場として利用するものです。申請地は、旧伊賀市役所本庁から北西約1kmに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地の隣の土地で譲受人が既に資材置場として利用しており、申請人が営む事業のコンクリート二次製品の受注が拡大し製品置場の拡張が必要となり隣の申請地を取得できることになり、本申請となりました。周囲は市街化が進んでおり、申請地以外に農地はなく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成は整地のみで、製品のコンクリート擁壁で囲い周辺地への土砂及び雨水の流出を防止します。取水はなく雨水のみで自然浸透です。工事期間は許可日から令和2年4月末日までの計画となっています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、支障はないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.9とNo.10は、申請は2件になっていますが、譲渡人、譲受人は同一で、申請地も隣り合っていることから纏めて説明いたします。小田地区、所在地は小田町のそれぞれ畑1筆、面積はNo.9、198㎡、No.10、495㎡転用地目は雑種地です。譲渡人は小田町の〇〇〇〇さん、譲受人は名古屋市北区の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんで、施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、旧伊賀市役所本庁から北西約1.5kmに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。当該農地は、所有者が長年耕作しておらず、今後も管理ができないということから、農地の処分を検討していたところ、太陽光発電事業を行っている事業者が農地を譲り受けることとなり、また申請地の南側には既に太陽光発電施設が建設されているなど、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われれます。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルをNo.9は80枚、130㎡、No.10は210枚、495㎡設置し、パネル設置利用率はそれぞれ65.7%、68.9%となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透の計画となっております。工事期間は許可日から6ヶ月以内の計画となっております。また、申請者は、隣接農地所有者に可能な限りで事業説明を行っており承諾書も得ています。一部連絡のつかない所有者もありますが、関係者に承諾を得ています。太陽光パネルについて、設置高を3mに制限し、申請地の外周より余裕を持たせてフェンスを設置するなど周辺農業に配慮した計画となっております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断いたします。</p>

事務局	No.12 上野地区、所在地は平野西町の畑1筆、面積は240㎡、転用地目は宅地です。譲渡人は平野六反田の〇〇〇〇さん、譲受人は南山城村の〇〇〇〇さんです。施設の概要は居宅1棟の新築と駐車場として利用するものです。申請地は、JAひぞっこの東側50mの通りを1本入った土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は住宅地が区画整理された市街化の傾向が著しい地域で、申請地の一角が畑と接していますがそれ以外は周囲は全て宅地となっており、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。伊賀市の適正な土地利用に関する条例による軽易な建築開発事業等届出書が提出されており、転用は確実に行われるものと思われます。全体面積に対し、駐車場・庭の面積は142.32㎡、建築面積は97.68㎡となっており、建ぺい率は40.7%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありまません。宅地造成され区画がはっきりしているため接している畑との境界は明確で、数名の共有名義の畑のため隣接同意はありまませんが、問題ないものと判断します。土地造成は整地のみで、取水は上水道、排水については、雑排水は合併浄化槽を設置し既設排水路へ放流、雨水は集水枡を設置し既設水路へ放流いたします。工事期間は許可日から令和2年5月末日までとなっております。地元地区、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られております。周辺農地もなく転用について問題ないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員、小田・上野地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
坂口推進委員	No.7について説明いたします。〇〇〇〇(株)の研修施設用の駐車場にするための申請であり、事務局からの説明どおりで特に問題ないと思います。
玉岡委員	No.8について説明いたします。申請地は163号線沿いにあり、長年利用されていない建物の横で、周辺に農地は無く、この農地のみが残っている状況であり、何ら問題ないと思います。
玉岡委員	No.9について説明いたします。周辺は太陽光パネルが設置されており、計画地の横には畑がありますが、影響は無いと確認しましたので、何ら問題ないと思います。
玉岡委員	No.10について説明いたします。No.9の隣地であり、先ほどと同様の計画であり、問題ありまません。
玉岡委員	No.12について説明いたします。申請地を購入し宅地を建て、京都から越してこられるそうです。周辺全て宅地となっており、何ら問題ありまません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7～10、12について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.7～10、12について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.7～10、12原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 花垣地区、所在地は予野の畑1筆、面積は2,636㎡、現況地目は山林です。願出人は滋賀県草津市の〇〇〇〇さんです。場所は花垣小学校から南に約700mに位置するコリドール沿いの土地で、周囲の状況から、山林に介在する整備されていない農地であることから、第2種農地であると判断します。当該農地は、昭和50年頃に杉の植林を行い、現況は山林となっているとのことで、現地確認を行ったところ、木の生育状況が20年以上経過している山林であることが確認できました。当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題は無いと判断します。

議長	只今の説明に関連して、花垣地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
浅野委員	No.1について説明いたします。1月29日に現地を確認しました。コドールロードのすぐ横の土地であり、大きな杉やヒノキが育っていました。農地復元は不可能と判断し問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1について採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1は原案のとおり下付することに決定しました。続きまして議案第5号「換地計画の同意願について」を議題とします。議案第5号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 島ヶ原地区、所在地は島ヶ原の田9筆で、願出人は伊賀市長〇〇〇〇で、今後の管理主体は伊賀市となります。概要は圃場整備による換地計画の同意でございます。土地の詳細については、一般換地が従前農地は田9筆、面積が合計9,386㎡、換地後は田14筆、面積が合計11,601㎡となります。機能交換に係る土地が、水路3筆と道路3筆の合計面積が949㎡、換地後は水路6筆と道路6筆の合計面積が3,083㎡となります。対象地は、国道163号の島ヶ原バイパス沿いの島ヶ原の観光スポット「〇〇〇〇」のすぐ北側にあります。 県知事に換地計画の認可申請をする場合は、土地改良法第52条第8項の規定により、その申請書に農業委員会の同意書の添付が求められております。申請地は、昭和53年に土地改良事業を行いました。しかし、その当時隣接地所有者の同意が得られず、保留となっていました。しかし、今年になり同意が得られたことにより認可申請の手続きを行うこととなりました。全ての農地について常時従事すると認められ、また、対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることから、問題ないものと考えられます。
議長	只今の説明に関連して、島ヶ原地区担当委員の方から、補足説明等をお願いします。
坂本委員	三軒家から島ヶ原に行く国道163号の北側にあり、〇〇〇〇の水を利用して耕作されている場所です。周辺に農地は無く、今後も影響は無いものと考え全く問題ないと思います。換地整備の関係の手続き上、必要な申請ですので、よろしくご審議ください。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号No.1について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号No.1は原案のとおり同意することに決定しました。続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定60件、再設定26件、所有権移転4件で、計画面積は合計286,784.31㎡です。</p> <p>(説明)</p> <p>No.110～119にて賃借人となる「農事組合法人〇〇〇〇」については、農業従事者として現在伊賀市で耕作面積が無かったことから、2月3日に新規面談を行いました。申請法人は、平成30年2月に法人を設立し、〇〇〇〇からの作業受託により真泥地区の農地を耕作されていましたが、軽油免税の手続きの関係により、正式に利用権の設定を行うこととなりました。法人としては、今回約43,000㎡の借り入れを行います。法人内の構成員9名の個人の所有地は約100,000㎡あり、全部併せて143,000㎡を管理されているそうです。また、去年は認定農業者としての承認もいただき、今後も耕作を行っていく計画であることから、特に問題ないと判断され承認を得ました。</p> <p>以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより10分間の休憩及び確認時間といたします。</p> <p>&lt;&lt;休憩&gt;&gt;</p>
議長	<p>休憩時間・確認前に引き続き会議を再開し、質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
一同	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第6号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、事務局から「3. その他」として、「令和2年度 伊賀市農作業賃金基準表(案)について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「令和2年度 伊賀市農作業賃金基準表(案)について」の説明</p>
議長	<p>説明が終わりました。ただ今の説明について、何か意見等はございますか。</p>
森田安委員	<p>以前からも意見させていただいていますが、名張市の賃金単価のほうが高値なので、伊賀管内とJAと協議を行い、全ての金額が併せた状態にさせていただけるようお願いしたい。</p>
事務局	<p>今後名張市と話し合いの場を設けていくことを確約します。</p>
会長	<p>会長間では話し合いには進まず、単価基準がずれていることについては、今後併せていきたいとは考えています。早い時期に話し合いの場を持ち、基準をそろえられるよう進めたいと思います。</p>
議長	<p>他にご意見ご質問はございませんか。</p>
議長	<p>以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第33回総会を閉会いたします。</p>



会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 2年 3月10日

会長

浅野潤熹 ⑩

---

議事録署名者

玉岡則生 ⑩

---

議事録署名者

木津義明 ⑩

---